

特別史跡埼玉古墳群保存活用協議会設置要綱

(設置)

第1条 特別史跡埼玉古墳群の保存と活用の方策を検討するため、特別史跡埼玉古墳群保存活用協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、埼玉県教育委員会が実施する特別史跡埼玉古墳群の保存活用事業について、調査、検討、協議し、その効果的運用を図る。

(組織)

第3条 協議会は、大学教授、学識経験者及び地元有識者からなる委員若干名をもって組織する。

2 委員は、教育長が就任依頼する。

3 協議会は、必要に応じて、協議会に属さない者の出席を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長及び代理者)

第5条 協議会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、委員を代表し、会務を総理する。

4 座長に事故等のやむを得ない事由があるときは、座長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて教育長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、座長の決定するところによる。

4 前各項の規定にかかわらず、協議会を開催することが困難なときは、書面で各委員の意見を聴取することができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、埼玉県立さきたま史跡の博物館に置く。

2 事務局長は、さきたま史跡の博物館長とする。

(委任規定)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。